



特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年7月13日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第48号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和44年長野県規則第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び5項を加える。

（条例附則第23項の規定による感染症防疫等作業手当）

7 条例附則第23項に規定する知事が定める区域は、新型コロナウイルス感染症（同項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次項において同じ。）の病原体に汚染され、又はそのおそれがある区域とする。

8 条例附則第23項に規定するこれに準ずるものとして知事が定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前項の区域において新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接して行う作業
- (2) 前項の区域において行う新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件の処理作業
- (3) 前2号に掲げる作業に相当すると知事が認める作業

9 条例附則第23項の規定による感染症防疫等作業手当の額は、作業1日につき3,000円とする。ただし、次の各号に掲げる作業に従事した場合には、4,000円とする。

- (1) 条例附則第23項に規定するこれらの者の身体に接触して行う作業
- (2) 前項第1号の作業に1日につき1時間以上従事した場合における当該作業
- (3) 前項第3号に掲げる作業のうち前2号に掲げる作業に相当すると知事が認めるもの

10 職員が、同一の日に条例附則第23項の規定による感染症防疫等作業手当の支給対象となる作業及び第4条第1項に掲げる作業又は業務の2以上に従事したときは、いずれか一の作業又は業務に従事したのものとして当該作業又は業務に対する最も高い額の感染症防疫等作業手当を支給する。

11 条例附則第23項の規定による感染症防疫等作業手当の支給対象となる作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る感染症防疫等作業手当の額は、前2項の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

人 事 課

長野県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則をここに公布します。

令和2年7月13日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第12号

長野県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年長野県条例第58号。次条第1号において「給与等の特例条例」という。）第6条の規定により、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育職員 給与等の特例条例第3条に規定する義務教育諸学校等の教育職員のうち県立の中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務するものをいう。
- (2) 正規の勤務時間 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号。次号において「勤務時間条例」という。）第4条第2項に規定する正規の勤務時間をいう。
- (3) 所定の勤務時間 勤務時間条例第6条第1項に規定する休日及び勤務時間条例第7条第1項に規定する代休日以外の日（同項に規定する代休日が指定された勤務日（勤務時間条例第2条第9項に規定する勤務日をいう。）を含む。）における正規の勤務時間をいう。
- (4) 時間外在校等時間 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する指針に定める在校等時間から所定の勤務時間を減じた時間をいう。

（業務量の適切な管理）

第3条 長野県教育委員会は、教育職員の時間外在校等時間を、1月について45時間、1年について360時間を超えない範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

2 長野県教育委員会は、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に所定の勤務時間以外の時間に教育職員が業務を行わざるを得ない場合には、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内となるよう当該教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1月について前項に規定する時間を含め100時間未満
- (2) 1年について前項に規定する時間を含め720時間
- (3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外在校等時間の1月当たりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1月において時間外在校等時間が45時間を超えて業務を行う月数について6月

（補則）

第4条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項は、長野県教育委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高校教育課
特別支援教育課